

札幌市地域福祉社会計画審議会規則を次のように制定する。

平成 30 年 12 月 19 日

札幌市長 秋 元 克 広

札幌市規則第 50 号

札幌市地域福祉社会計画審議会規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、札幌市附属機関設置条例（平成 26 年条例第 43 号。以下「条例」という。）第 7 条の規定に基づき、札幌市地域福祉社会計画審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員)

第 2 条 条例第 4 条第 3 項の執行機関等が適当と認める者は、次に掲げる者とする。

- (1) 地域福祉活動関係者
- (2) 公募に応じた市民
- (3) その他市長が適当と認める者

2 前項第 2 号に掲げる者の中から委嘱する委員の公募方法、選考基準その他委嘱に必要な事項は、市長が別に定める。

(会長及び副会長)

第 3 条 審議会に会長及び副会長各 1 人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

4 会長及び副会長共に事故があるとき、又は欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第 4 条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 会長は、審議会の会議の議長となる。

3 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第 5 条 審議会は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又はこれらの者から資料の提出を求めることができる。

(部会)

第 6 条 条例第 6 条第 1 項の規定により設置する部会は、会長が指名する委員及び臨時委員をもって組織する。

2 部会に部会長及び副部会長各 1 人を置き、当該部会に属する委員の互選によりこれを定める。

3 部会長は、部会を代表し、部会の事務を総理する。

4 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

5 部会長及び副部会長共に事故があるとき、又は欠けたときは、当該部会の委員のうちからあらかじめ部会長の指名する者がその職務を代理する。

6 第 4 条及び前条の規定は、部会の会議について準用する。この場合において、これらの規定中「審議会」とあるのは「部会」と、第 4 条第 1 項及び第 2 項中「会長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。

(庶務)

第 7 条 審議会の庶務は、保健福祉局において行う。

(委任)

第 8 条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

1 この規則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

- 2 この規則の施行後最初の審議会の会議は、第 4 条第 1 項の規定にかかわらず、市長が招集する。